

## 第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

### 1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

#### (1) 警戒事態等における対応

県は、警戒事態（Alert）等に至った場合は、平常時のモニタリングを強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始する。

- ・空間放射線量率の監視強化
- ・高線量率測定器の準備
- ・可搬型モニタリングポストの配置と監視
- ・緊急時モニタリング用資機材の動作確認
- ・通信手段の確立
- ・モニタリング結果の関係機関への報告
- ・要員と資機材の動員準備
- ・平常値の確認

など

#### (2) 施設敷地緊急事態における対応

県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング班を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。

関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統括することとなっており、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリング班は緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。

緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制とする。

#### (3) 全面緊急事態以降における対応

緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、P A Z圏の避難が開始されることや放射性物質放出後のO I Lに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。

#### (4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の対応

緊急時モニタリングセンターは、事態の状況に応じて作成される包括的な計画である緊急時モニタリング実施計画が定められた後は、これに基づいて緊急時モニタリングを実施する。

#### (5) モニタリングに係る区域の設定

緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施にあたり、空間放射線量率等の測定結果に基づき、また、気象予測や大気中拡散予測（S P E E D I等）を参考として、O I Lに基づく防護措置の実施のため、モニタリングを優先して実施すべき区域を決める。この際、被災等により実測の測定結果が得られない場合には、気象予測や大気中拡散予測により区域を決めることも考慮する。

### 2 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力災害対策指針及び原子力災害対策指針等に基づき策定された緊急時モニタリング計画に基づき、原子力規制委員会が策定するものとされている。

原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議の結果について現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。

### 3 緊急時モニタリング結果の連絡及び共有

緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施結果をとりまとめ、測定方法やデータ処理、機器の異常の有無などの妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内や原子力災害合同対策協議会機能班等と共有するとともに、速やかに原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）に送付する。

原子力規制委員会（原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターから送付された緊急時モニタリング結果を集約し、解析・評価することとなっており、また、解析・評価した結果を関係機関と共有するとともに、公表することとなっている。

県は、原子力規制委員会（原子力災害対策本部）で解析・評価する前の測定結果について、公表又は関係機関に連絡や伝達を行う場合は、速報値であり解析・評価が未了であることを併せて伝えることとする。

### 4 関係機関等への協力要請

#### （1）情報提供の要請

災害対策本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。

なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台は宮城県総合防災情報システム）によるものとする。

#### （2）緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国はあらかじめ動員計画を定めることとされている。緊急時モニタリングセンター長は必要な場合には、国の原子力災害対策本部に対し、モニタリング要員の動員を要請する。

#### （3）不測の事態における協力要請等

①緊急時モニタリングセンター長は、不測の事態が発生し、国の原子力災害対策本部に対して行うモニタリング要員の動員要請ができない場合は、関係市町長、東北方面総監、宮城海上保安部長等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力について、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等の場を通じて要請するものとする。

②緊急時モニタリングセンター長は、緊急時モニタリング体制を整備・強化する必要がある場合において、不測の事態により国の原子力災害対策本部に要請できない場合は、国、原子力事業者、関係都道府県等に対し、必要に応じてモニタリング要員等の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。

### 5 モニタリングに係る県の組織及び業務



表 3-6-1 モニタリング班の業務

職位及びチーム名	概 要
班 長	班の編成及び班業務の指揮総括
副 班 長	班長の補佐及び職務代理
企画評価チーム	モニタリング班の総括、モニタリングに係る指示結果の妥当性確認、モニタリング班員の被ばく管理
情報連絡チーム	モニタリングに係る情報の収集、要員の派遣要請
監視解析チーム	緊急時モニタリングに係る放射線量率測定等 大気拡散予測（S P E E D I）に係る情報収集及び結果の解析
分析測定チーム	放射能分析及び積算線量測定、現地調査チームの機材準備 要員スクリーニング
現地調査チーム	移動観測車、可搬型ポスト及びサーベイメーター等による測定 飲料水、農林水産物、土壌等の環境試料、大気中ヨウ素及び 浮遊塵の採取 積算線量計の配置及び回収

### (3) モニタリングの実施内容

モニタリングは、原子力災害発生後の時期に応じて、概ね表 3-6-2 の内容を災害の状況に応じ適宜実施するものとする。

表 3-6-2 モニタリング実施内容

モニタリングの各段階	時 期	内 容
初期モニタリング	警戒事態等から 原子力緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（ヨウ素等）の濃度</li> <li>放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（ヨウ素、セシウム等）の濃度</li> <li>広域的な空間放射線量率及び放射性物質の濃度</li> </ul>
中期モニタリング	各種防護措置の 変更・解除等を行 う段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期モニタリング項目のモニタリングを充実化</li> <li>住民等の被ばく線量の推定に係る測定</li> </ul>
復旧期モニタリング	通常の社会的・ 経済的活動に向 けた復旧段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線量及び放射性物質の経時的な変化を継続的に把握</li> </ul>

## 第 7 節 屋内退避、避難収容等の防護活動

### 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

#### (1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

①県は、警戒事態等が発生した場合は、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置の準備を行うものとする。

②県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における

予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）及び施設敷地緊急事態要避難者以外の避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、P A Zを含む市町にその旨を伝達することとする。

また、県は国の指示又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。

また、県は、国の指示又は独自の判断により原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、関係市町にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起を行うものとする。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）

④県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する避難又は一時移転若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

⑤県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。なお、原子力規制委員会は施設敷地緊急事態以降、実施すべき防護措置を検討する際の参考とするため、単位量放出を仮定した予測を行い、関係機関に連絡することとされている。

⑥県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

⑦県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し避難所・避難場所等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。

⑧県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。

## (2) 避難所等

①県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。

②県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所・避難場所等に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所・避難場所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所・避難場所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所・避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

④県は、厚生労働省と連携し、避難所・避難場所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、県は市町村と連携し、避難所・避難場所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所・避難場所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所・避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。

⑥県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び收容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

⑦県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⑧県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、

被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

### (3) 広域一時滞在

①被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

②県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。

③国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

④国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

⑤県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

### (4) 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

### (5) 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

#### ①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

県は、P A Zを含む市町等と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

## ②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

県は、関係市町等と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）

## （6）要配慮者等への配慮

①県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所・避難場所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

②病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

## （7）学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## （8）不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難又は屋内退避させるものとする。



## (9) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。

## (10) 飲食物、生活必需品等の供給

- ①県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。
- ②県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- ③県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。
- ④県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- ⑤県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。  
なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

## 2 独自の判断による措置

県は、国からの指示等がされていない段階において、必要に応じて以下の対応を講ずることとする。なお、国からの指示があった場合においても、以下の対応のうち必要な項目について準じた措置を講ずることとする。この場合、原子力緊急事態宣言が発出された後においては、本項において「防護対策地区」を「緊急事態応急対策実施区域」と読み替えるものとする。

### (1) 防護対策地区の決定

県は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階で独自の判断により避難や屋内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、住民等に対する防護対策地区の検討にあたり、必要に応じて専門家等の助言や国（指定地方行政機関等）の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、方位・距離別の防災対策区域図（資料3-7-1）等を参考とし、防災対策に係る行政区画等の単位を踏まえ、防護対策地区の選定を行うとともに、必要に応じて関係市町に防護措置を指示するものとする。また、宮城海上保安部長に対しては、船舶の安全海域への避難措置について要請するものとする。

## (2) 警戒区域の設定

関係市町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。

緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照

## (3) 防護措置に係る指示伝達等

### I 屋内退避に係る指示伝達等

①県は、屋内退避の実施にあたり、関係市町に対し、次に掲げる事項を伝達するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。

- イ 事故の概要
- ロ 災害の状況と今後の予測
- ハ 講じている対策と今後とるべき措置
- ニ 屋内退避をとるべき防護対策地区
- ホ その他必要な事項

②関係市町は、屋内退避の実施にあたり、あらかじめ定める計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするように指示するものとする。

### II コンクリート屋内退避又は避難に係る指示伝達等

①県は、コンクリート屋内退避又は避難の実施にあたり、直ちに関係市町に対し、上記I-①に掲げる事項（ニについてはコンクリート屋内退避や避難等の防護措置に係る地区）を伝達し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。

②県は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。

③関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所・避難場所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。

④関係市町は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

## (4) 防護措置の方法等

### I 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

①関係市町は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

②県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。

## II コンクリート屋内退避又は避難

①関係市町は、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめるものとする。

②関係市町は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。

③関係市町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める計画で住民等の集合場所を指定している場合、市町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。

④関係市町は、集合場所から避難所・避難場所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。

⑤関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、要配慮者に特に留意するものとする。

⑥関係市町は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。

## III 被ばくの低減

県及び関係市町は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-3）参照

## IV 周辺市町村への避難

県は、災害の状況により、風向、大気拡散予測等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。

県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める避難所・避難場所を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

この場合、関係市町は、避難者の輸送に努めるとともに、避難所・避難場所に職員を派遣して、

受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。

## V 避難者の輸送

県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。

また、関係市町は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 避難・コンクリート屋内退避等の誘導

避難・退避等の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職員・消防団員が当たり、2-1(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、誘導に当たる者は、関係市町と密接な連絡をとるものとする。

関係市町職員、消防職員・消防団員数等（資料3-7-4）参照

### (6) 立入制限等の措置

#### I 陸上の立入制限等の措置

①県は、関係市町に対し、防護対策地区内においては、避難及び退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を必要に応じ、指示するものとする。

②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。

#### II 海上の立入制限等の措置

宮城海上保安部長は、県災害対策本部長（知事）又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。

## 第7節の2 治安の確保及び火災の予防

### 1 治安の確保

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。

### 2 火災の予防

県は、管轄の消防本部及び国と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

### 第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

#### (1) 他の防護措置との関係

県は、避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

#### (2) 飲食物の検査

県は、O I Lによるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。

#### (3) 出荷制限、摂取制限等の措置

県は、O I Lや食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-5）参照

#### (4) 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等の措置を講じた場合等において、県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第3章19節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、市町村と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。

## 第8節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の範囲及び順位

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- ①第1順位
  - 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
  - 負傷者の搬送
  - 原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策副本部長等）
- ②第2順位
  - コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
  - 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難）
  - 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）
- ③第3順位
  - その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）
- ④第4順位
  - 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）

⑤第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送体制の確立

- ①県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2-3-9の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺都道府県に支援を要請するものとする。
- ③本部長は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

(2) 交通の確保

- ①県警察は、現場の警察職員に無線を活用させるとともに、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- ②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。
- ③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。

**第9節 救助・救急及び消火活動**

1 資機材の確保

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

(1) 市町村からの応援要請

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村長等、原子力事業者等

に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

## (2) 広域的な応援要請

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに要請のあった市町村に連絡するものとする。

なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。

## (3) 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③緊急事態応急対策実施区域を含む市町村等への進入経路及び集結（待機）場所

## 第10節 被ばく医療活動

### 1 原子力災害時の被ばく医療体制

#### (1) 医療班の設置

原子力施設の状態が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。

放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき被ばく医療活動を実施するものとする。

原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）

#### (2) 関係機関等への協力要請

県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「宮城県立病院機構」という。）等の医療機関並びに社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。

#### (3) 医療班の活動

医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うとともに、

原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

#### (4) 消防庁等に対する要請

県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁等の緊急輸送関係省庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

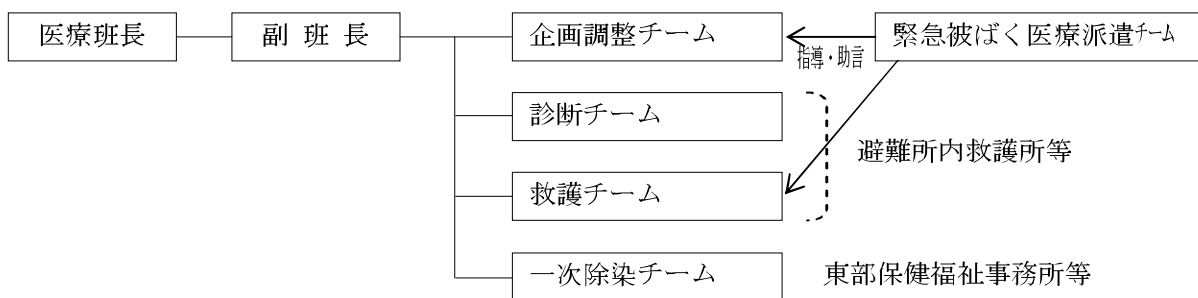
#### (5) 医療班の組織及び業務

##### ①医療班の組織

医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。

- イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員）
- ロ 地域医療機関（関係市町立病院等）の要員
- ハ 宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放射線技師会員
- ニ 消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員
- ホ 県保健福祉部職員、県保健福祉事務所員
- へ 関係市町の協力要員
- ト 緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言要員（資料1-7-1）
- チ その他要員（県防災航空隊等）

図3-10-1 医療班の組織図



##### ②医療班の編成

医療班の各チームの編成は表3-10-1のとおりとする。

各チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。



表 3-10-1 医療班のチーム編成

チーム名	編 成
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。
診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。
一次除染チーム	医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。

## ③医療班の業務

医療班の業務は、表 3-10-2 のとおりとする。

表 3-10-2 医療班の業務

チーム名	業 務
企画調整チーム	1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。 3 被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。
救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。
診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。
一次除染チーム	1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。

## 2 原子力災害時の被ばく医療活動の実施

原子力災害時の被ばく医療活動の実施は、図 3-10-2 (1) で示す系統図に従って行うものとする。

## (1) 一般医療の実施

救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うものとする。

一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等（資料 3-10-2）参照

## (2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施

診断チームは開設した診療所において、必要に応じて緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。

## (3) 安定ヨウ素剤服用に係る対応

第7節第1項第5号に規定する安定ヨウ素剤の服用にあたり、医療班の医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員は協力するものとする。

また、医療班は安定ヨウ素剤の服用に関する副作用発生時における対応（応急措置や医療機関への搬送）を実施するものとする。

## (4) 初期被ばく医療機関への搬送

救護チームは、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院\*の初期被ばく医療機関に搬送するものとする。

※現在休止中

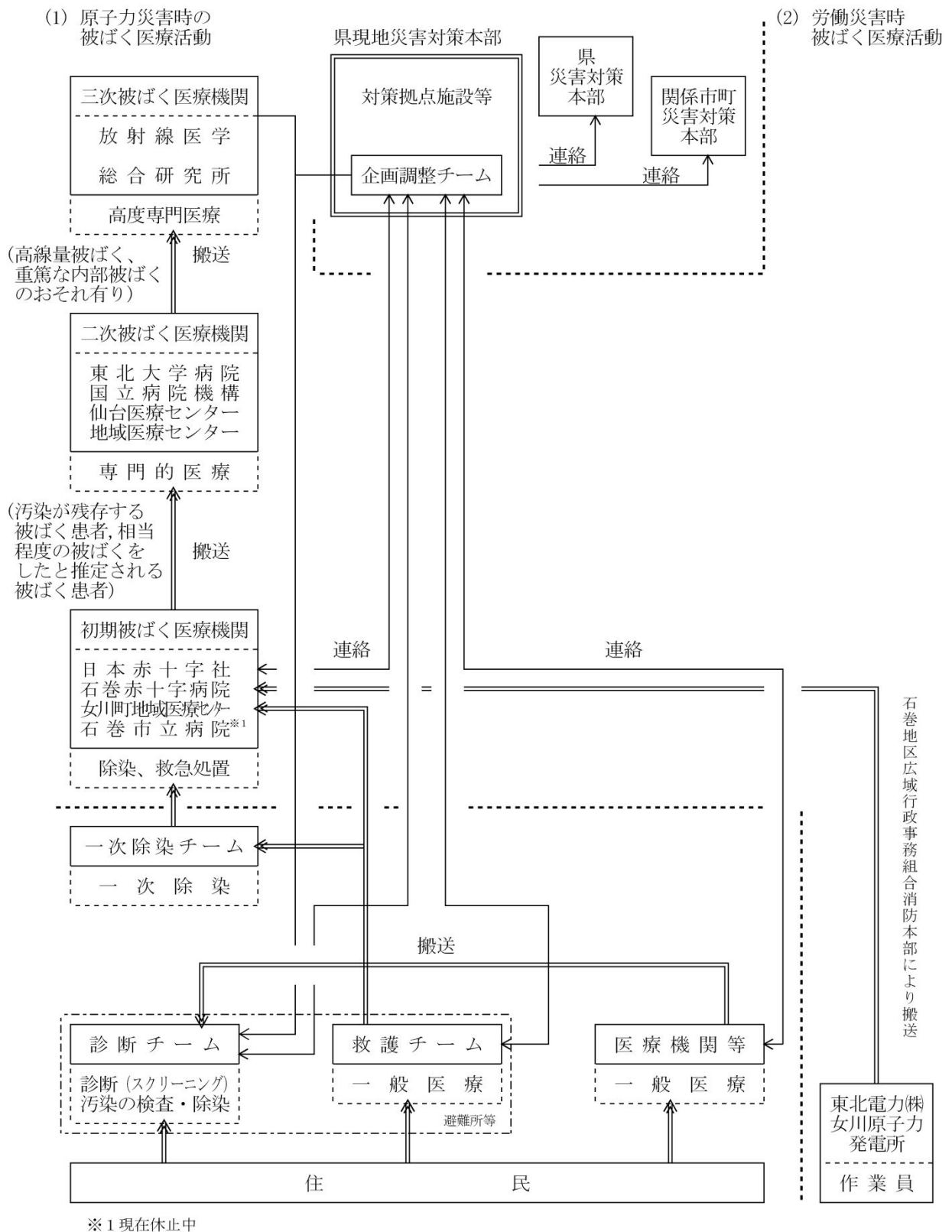
## (5) 二次又は三次被ばく医療機関への搬送

医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、三次被ばく医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。

## (6) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力災害対策本部の指示の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

図 3-10-2 被ばく医療活動等実施系統図



## 第 1 1 節 労働災害時の被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図 3-10-2（2）で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。

なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととする。

### （1）原子力発電所における初期対応

原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院\*の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て搬送するものとする。

※現在休止中

### （2）初期被ばく医療機関における対応

搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。

### （3）二次又は三次被ばく医療機関への搬送

初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。

### （4）搬送手段の要請

知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁長官に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

## 第 1 2 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

### 1 当該運搬を委託した原子力事業者のとるべき措置

#### （1）事故発生等の通報連絡

原子力事業者の連絡責任者は、原子力事業者防災業務計画に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとなっている。

表3-12-1 通報基準

	原災法第10条 (特定事象)	原災法第15条 (原子力緊急事態)
線量率	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に100 $\mu$ S v / h以上の線量を検出	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に10 m S v / h以上の線量を検出
放射性物質	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合

## (2) 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。

## 2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置

### (1) 県及び市町村の措置

事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

### (2) 警察署、消防署、海上保安部の措置

- ①事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。
- ②事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- ③事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。

### 第13節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

#### 1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

#### 2 国民等からの義援物資等の受入れ

①県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

②県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとする。

③義援金の配分については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 第14節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

## 第 4 章

# 原子力災害中長期対策

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

### 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

### 第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成

#### 1 災害地域住民等の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。



## 被災地住民登録様式（資料４－５－１）

### ２ 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### ３ 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

## 第８節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

## 第９節 被災者等の生活再建等の支援

- (１) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。
- (２) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (３) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第１０節 被災中小企業等に対する支援

県は国と連携して、被災した中小企業等に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などを行うものとする。

## 第１１節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。

## 第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

## 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。